

刈羽村原子力防災 避難計画に関する公開質問状

刈羽村長 品田 宏夫 様

原子力発電所の事故の際の避難計画は、住民の命を守る最後の砦であり、その実効性は、きわめて重要なものと考えています。

国際原子力委員会 I A E A も原子力発電所を建設する際の安全確保の最後の段階として避難計画の策定を位置付けています。日本政府もこの考え方を採用しており、日本の原子力発電所でもこの基準が守られることになっています。

刈羽村はこのような考え方にのっとして、原子力災害(原発事故)時の避難計画を策定しており、村民にガイドブックを配布していると理解しております。

しかし、村民に配布されている“刈羽村防災ガイドブック原子力災害”に示されている避難計画はあまりにも簡潔に記されているため村民のとるべき行動が見えにくく、私たちはこの避難計画が原子力発電所事故の際、刈羽村民の安全を本当に保証するものかどうかきわめて大きな疑問を抱いております。実際の避難行動においては、役に立たないばかりか、住民に過剰な被ばくを強い、避難を妨げる局面もあると考えております。

次ページ以下に、防災ガイドブック原子力災害に記載されている内容、および、ガイドブックで触れられていな事も含め、いくつかの疑問点について質問いたします。

ひと月後を目途に、文書にて誠意ある具体的なご回答をお願い致します。

2022年2月16日

原発を再稼働させない柏崎刈羽の会
代表 本間保

連絡先、回答送り先 〒945-0306 刈羽村十日市 1805 高桑千恵
t.yosimi@crocus.ocn.ne.jp

01

国は I A E A の深層防護の考え方を取り入れており、全 5 層の最後、第 5 層で実効性のある避難計画の策定を義務付けております。刈羽村としては、「実効性のある避難計画」がなければ、再稼働など原発の稼働は認められないという見解でしょうか？

ここでの質問は、現在の避難計画に実効性があるかどうかという事でなく、「実効性のある避難計画」の策定を、深層防護の第 5 層をクリアするための条件と考えるかどうかという一般論としての質問です。

きちんとお答えください。

【質問】 ・「実効性のある避難計画」の策定を、深層防護の第 5 層をクリアするための条件と考えるか？

02

現在の避難計画が、I A E A の深層防護の考え方の第 5 層として、実効性のあるものであるとお考えでしょうか？

また、避難計画に実効性があると判断する基準は、具体的にどのようなものとお考えでしょうか？ 例えば、住民の被ばく線量が何 mSv 以下とか、事故発生から何時間以内に避難を完了するとかです。

【質問】 ・現在の避難計画は実行性があると考えているのか？
・避難計画に実効性があるかどうかを判断する基準は何か？（具体的に）

03

「この避難計画によって避難が実行された場合、柏崎市民の原子力災害時における被ばく線量はどのくらいの線量まで想定しているのか」という地域の会での質問に対して、市は回答の中で「規制委は緊急時初期一週間で対策策定のめやすを 100mSv としている」と答えています。この 100mSv という高い基準まで住民が被ばくする事について、刈羽村としても柏崎市と同様、最悪の場合致し方ないと考えているのでしょうか？

一般住民は本来年間 1 mSv を超えないと法律に決められてきましたが、東京電力という一営利企業の原子力発電所の事故に際して、刈羽村民は 100mSv までの被ばくを受け入れなければならないという事でしょうか？

【質問】 ・刈羽村はこの避難計画で、村民の被ばく量の限度をどれくらいと考えているのか

04

バス避難に従事する運転手については、被ばく量は 1 mSv までと県バス協会との協定で決められていますが、他にも、原子力災害の際に避難実施のために一定の役割を期待されている人々が多数います。

これらの人々の被ばく線量は、1 mSv を超えないと想定されているのでしょうか？

そうでなければ、活動の継続を中止すべき線量は定められているのでしょうか？ またその線量はどのくらいでしょうか？

1 mSv 以上の被ばくをしながら活動を継続せざるを得なかった人が、将来被ばくによる健康障害をきたした場合、公的な補償の規定はあるのでしょうか？

【質問】 ・避難に際して、要援助者の支援などに携わる方の被ばく量の限度は 1mSv か？
・1mSv でないとすれば、被ばく量の限度は決めてあるのか？

- ・1mSv以上の被ばくをせざるを得なかった場合で、将来被ばくによる健康障害が発生した場合の補償規定は存在するのか？

05

ガイドブックには避難経路所に到着した後の事は書かれていません。私たちは、避難は無事に自宅に戻ってくることで完結すると考えています。刈羽村の避難計画の最終章はどのようなものでしょうか？

刈羽村としては、一旦避難した後、私たちがいつか刈羽村に帰還できると想定しているのでしょうか？福島原発事故のように10年以上も帰還できないということは想定しているのでしょうか？それとも帰還の事など全く考えていないのでしょうか？

- 【質問】
- ・村民はいつか刈羽村に戻れる、と考えているのか？
 - ・避難の完了は私たちがどのような状態になった時と考えているのか？

以下ガイドブックに沿って質問をさせていただきます

06

避難は、最初に原発での事故発生を知ることから始まります。しかし、肝心の東京電力はこれまできちんと情報を公開したのでしょうか？とにかく事態を小さく評価しようとしたたり、隠したりすることが、繰り返し行われてきたことを忘れるわけにはいきません。これまで何十年も続いてきた東京電力の体質は今も変わっておらず、事故が起きた時、本当に迅速に情報は伝えられるのか大きな疑問を持ちます。

刈羽村として、事故の際東京電力から素早く情報を得るために、東京電力の情報伝達を担保する方策を講じてあるのでしょうか

- 【質問】
- ・東京電力がきちんと情報を素早く伝達する事を、刈羽村はどのような形で担保しているのか？

07

PAZ住民（高齢者、障害者、乳幼児等を除く）が避難を開始するのはEAL3 になってからです。これは原子炉の爆発が迫っている状態です。その前の段階、EAL2（旧10条通報）では、既に「全電源喪失が30分以上続いている状態など、原発で住民に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が発生した段階」とされ、住民の感情としては、きわめて緊迫した状態だと認識されます。

この段階（EAL2）でも、高齢者、障害者、乳幼児等を除くPAZ住民は避難開始でなく、避難の準備という指示なのは何故でしょうか？

- 【質問】
- ・EAL2で、高齢者、障害者、乳幼児等を除くPAZ住民を避難開始にせず、避難準備にとどめておく理由は何か？

08

新潟県の阻害要因調査の結果を見るまでもなく、原子力災害時の避難は激しい渋滞を引き起こし、避難完了まで長時間を要することが想定されます。長時間の避難に際して、

- ・食事や飲料水の確保も困難になるのではないのでしょうか？
- ・トイレの問題はどうするのでしょうか？

- ・例えば大雪時の避難で立ち往生、ガス欠になったらどうするのでしょうか？
- ・渋滞の中で体調を崩す人は、どうやって救出するのでしょうか？

【質問】 ・上記の、避難者の健康管理、食料・飲料水、トイレ、冬季のガス欠などについて、実現可能な対応策が用意されているのか？ 具体的にご回答いただきたい。

09

自家用車で避難できない人は村が用意するバスで避難する事になっていますが、これに関してお尋ねします。

- 1) 村としては、何台のバスを必要としているのか、その手はずはどうなっているのか
- 2) 自家用車で避難できない人は、村が指定する一時集合場所に集合となっていますが、その間に被ばくする事になるのではないのでしょうか？
- 3) 集合に遅れた住民の避難としてヘリコプターによる訓練がありましたが、ヘリコプターが使えないときどうするのでしょうか？
- 4) 要支援者などの避難の補助はどのようなに行われるのでしょうか、その補助活動は義務づけられるのでしょうか？
- 5) ようやく避難するとなっても、バスも予想される渋滞に当然巻き込まれ、長時間バス内で過ごすこととなります。車中泊が必要になる可能性もあります。

- ・食料や水は確保されていますか？
- ・食料の補充は絶望的ですか？
- ・トイレはどこを使うのですが？
- ・体調を壊した人はどうしますか？
- ・バスにはペットも乗せるという予定ですが、大型犬なども乗せて長時間の渋滞となっても問題ないのでしょうか

【質問】 ・自家用車で避難できない村民のために、村は何台のバスを用意するか
 ・バス避難場所に集まるまで、集合して待っている間に被ばくするのではないか
 ・バスに乗り遅れた住民の対応はどうなっているのか
 ・ヘリコプターでの避難について、ヘリコプターが使用できないとき、人数制限を超えるとき等どのような対応を考えているのか
 ・長時間のバス移動における、食料・飲料水、トイレ、健康管理、ペットの管理は準備されているのか？

10

地域の会での回答によれば、県バス協会との協定により、災害時にバス運転手が協力する事になったと説明を受けました。しかし、県とバス協会の協定を見ると、1mSvを超える被ばくが予想される場合には、運転手に出動を依頼しないことになっています。

バス運転手への依頼がなされない場合、代替え手段は用意されているのでしょうか？

【質問】 ・バス運転手の被ばく限度を1mSvとすると、出動しない可能性があるのではないか
 ・運転手が出動しない場合の対応はどうなるのか

11

新潟県の「原子力災害時阻害要因調査」により、避難にかかる時間のシミュレーションが発表されました。この阻害要因調査によれば、様々な場合に、とてつもない渋滞が発生し、避難がスム

ーズにいかないことが明らかになりました。現状の避難計画では、避難が不可能という事ではないのでしょうか？

【質問】 ・ 阻害要因調査によれば避難時間は絶望的に長いですが、この結果を見ても、現在の避難計画で事故に対処できると考えているのか？

12

避難経路所は糸魚川、村上などに計画されていますが、刈羽村と、相手自治体との協定はないと聞いています。協定がないのに、受け入れ自治体では、受け入れの場所、人員などは確保され、受け入れの手順について定められているのでしょうか？

広域災害などで、受け入れ自治体自身も被災している場合などでも、刈羽村民を受け入れる余裕はあるのでしょうか？

【質問】 ・ 受け入れ自治体は、受け入れ態勢を十分に準備してあるのか？
・ 今後、受け入れ自治体と協定を締結するなどして、避難者の受け入れについてきちんとした体制を作る予定はあるのか？
・ 受け入れ自治体が被災していても、刈羽村民を受け入れることになっているのか？

13

学校・保育園について、親はEAL1で子どもを引き取りに行く事になっていますが、PAZではEAL2で引き渡しが中止されます。福島原発事故の時には地震発生からEAL2までに約1時間でした。

それ以降は、子どもは学校・保育園単位で避難経路所まで移動する事になります。例えば複数の子もがいて、その避難先が違ったら親は一体どうすればいいのでしょうか？

学校の先生等が引率する場合、一般避難と同じく渋滞で長時間の避難となり、食料・飲料水、トイレ、健康管理など山積する問題に少人数で対処しなければならなくなります。

避難経路所に到着しても、同じ避難経路所に親が避難してくる保証はありません。引き渡しまで、ずっと保護者に代わり面倒を見るのでしょうか？

【質問】 ・ 村は子どもの引き渡しはEAL2になる前に順調に行われていくと考えているか？
・ 引率により、複数の子どもの避難先が別れた場合、どのようにして親は引き取りに行くのか？
・ 学校・保育園職員が引率、避難するが、渋滞で長時間のバス移動により起こる問題を担当者だけで支えられると考えるか？
・ その後の避難所経路所での生活もしばらく引率者が責任を持つと考えているのか？

14

職員なしに介護施設などは維持できません。避難するにも一定の職員が必要です。支える職員は仕事を続けざるを得ないのでしょうか？

もちろん、法的にはこれらの人に就業義務は課せられません。しかし、昨年の地域の会情報共有会議で、桜井市長は「(強制ではないが)お医者さんであっても看護師さんであっても、命、いざという時にはご自分のことをなげうってその職務に遂行されるだろうとっております」と述べ、暗黙のうちに「自分のことをなげうって職務に遂行する」ことを要請しております。刈羽村長も同じようにお考えでしょうか。

自分をなげうって働かない関係者は（福島事故でそうであったように）社会からバッシングを受けるのでしょうか？

放射能汚染の下での、施設職員などの就業は、法的にはもちろん、道義的・道徳的にも、どんな形をとっても強制されることがあってはならないと考えます。

【質問】 ・放射能汚染の下での、施設職員などの就業は、いかなる形をとっても強制されることがあってはならないと考えます。村としての立場を明確にしていきたい。

15

在宅の要介護者、要配慮者の支援は、家族だけでは対応困難の場合も多く、周囲の協力が保証されなければ破綻します。避難も家族だけでは並大抵ではありません。

在宅の要配慮者などの避難は、一足早くなりますが、そこに家族がついて行ったら、例えば学校の子どもの引き取りが出来なくなってしまいます。

刈羽村内の避難行動要支援者数はおお 956 人（2013.11.1 県発表）でした、現在はさらに増えているのではないかと思います。

【質問】 ・村の現在の避難行動要支援者数は何人か？
・家族だけで不足する要介護者などの避難支援について、十分なサポートが可能か？
・要介護者等への対処で、避難家族の分断の可能性はあるのではないか？

16

役場庁舎は会議棟に原子力災害時要援護者退避施設として放射線防護の陽圧設備を有しています。しかし、その存在、使い方も含めてガイドブックに記載はなく、今に至るまで村民にこの設備に関して説明はないままです。

【質問】 ・この設備を会議棟に有することとした理由は何か
・この設備について、村民にその使い方も含めて説明していきたい
・この設備では放射性希ガスは素通りするが、避難計画との整合性はあるのか

17

ガイドブックでは避難先に行く間でスクリーニング実施となっていますが、PAZではスクリーニングなしのたてまえなのではないでしょうか。

PAZは放射性物質放出前に避難するとはいっても避難中に被ばくする可能性は否定できません、スクリーニングポイントでは一人一人の被ばく量を見ることになっていますがスクリーニングなしの場合に村民の避難時の被ばく線量の測定はどのように行われるのでしょうか。

【質問】 ・ガイドブック記載のスクリーニングは実施されるのか？
・スクリーニングが実施されない場合、村民の被ばく線量の測定はどのように行われるのか

18

安定ヨウ素剤服用のタイミングについて、村では安定ヨウ素剤が配布されていますがガイドブックには服用のタイミングについての記載がありません。刈羽村として、明確な基準を事前に明示しておくべきではないでしょうか。

【質問】 ・ヨウ素剤服用のタイミングは何を基準に判断されるのか、きちんとした基準を事前に示すべきである

・村民への服用開始の指示の確実な伝達は、どのような方法で行われるのか？

19

感染症予防の原則である、密を避け、換気を心がけるなどの点は、原子力災害の防護対策と根本から相入れないものです。

これも、実効性のある避難計画を策定しようというのであれば、新型コロナウイルス感染症を念頭に、現在の避難計画を根本から考え直す必要があるのではないのでしょうか？

【質問】 ・私たちは策定不可能だと考えるが、放射性物質の防御と感染予防の両立を目指すなら避難計画を基本から策定する必要があるのではないか？

以上、避難ガイドブックに沿って、刈羽村の原子力防災計画についてみてきましたが、いくつかの点について総括的な質問させていただきます。

20

柏崎市の場合、避難計画を見ると、あちこちで市の職員が活躍する予定になっています。市役所で全体を統括するところから始まり、地域の要支援者のサポートなどや、放射線防護施設の管理、スクリーニングポイントへの派遣（されない？）、避難経路所への派遣、など、私たちには想像できないくらい、きわめて多方面での活動が予定されているようです。

刈羽村の場合、職員はどのような役割を担うのでしょうか？

それらの役割について、当然、村では事前に担当が決められており、事故の際にはその持ち場に配置されることだと思いますが、本当に村の職員で、その全ての業務をカバーできるのでしょうか？

【質問】 ・原子力災害発生時に村職員が活動する部署・場所と、それぞれの人数を示して下さい。

21

避難計画は刈羽村民にとって極めて切実な問題であります。配布されているガイドブックでは具体的な避難行動が不明確で多くの疑問点があります。今後、詳しい避難計画の作成が必要と考えます。その為に村民の声をもっと聞く必要があるのではないのでしょうか？

【質問】 ・避難計画について丁寧な説明をし、村民の疑問に応えるなど、避難を強いられる村民の声をきちんと聞く予定があるか？

22

原子力災害で避難計画が発動される場合、汚染等の状況に応じて現地対策本部も移転しなければならないとおもわれます。その移転先は具体的に決められているのでしょうか？

【質問】 状況に応じて必要となる現地対策本部の移転を具体的に検討しているのか？

23

PAZ住民は、EAL2（施設敷地緊急事態）又はEAL3（全面緊急事態）で直ちに避難を開始することに決まっていました。ところが、昨年末内閣府は「大雪の際は安全が確保されるまで屋内待機を優先する」と決定しました。場合によっては大量の放射性物質が放出する中で、屋内退避を強いられることになり、村民としては絶対に認めることは出来ません。

また、複合災害においては、各災害の防災計画が優先され、しかる後に原子力防災計画の指示に従って出される避難指示に従うとされています。EAL3の段階であっても、PAZ住民はこれまで考えていなかった屋内退避の避難が強いられることになります。

PAZの早期の避難について、地域の会で柏崎市は以下のように回答しています。PAZの避難について「放射線による影響が相対的に大きいPAZでは放射性物質が放出される前に 予防的に避難を実施することを基本とする」としています。同じPAZである刈羽村にも当てはまります。大雪の場合で屋内退避が求められる場合や複合災害で防災計画が優先される場合、この基本方針と矛盾するものです。

- 【質問】
- ・大雪の際、PAZ住民に屋内退避などを強いる事は村民としては絶対に認められない。
 - ・村はこのような方針を、村民の命のために拒否すべきと思うが、どう考えているのか？
 - ・複合災害で、それぞれの防災計画を優先すると、原子力全面緊急事態下でPAZ 住民が屋内退避等を強いられることになるが、現在の原子力防災計画と相いれないのではないか？

24

以上見てきたように、現在の避難計画はとても実効性があるとは考えられず、このまま原発を運転して、事故が起きた場合には、刈羽村民の命を奪い、その生活を根底から破壊すると思われまます。このような実効性のない避難計画を前提として、安全協定に基づいた再稼働の事前了解が行われることは、決して許されるものではありません。

このような実効性のない避難計画の下では、村長が再稼働に同意することは許されないと考えまます。

- 【質問】
- ・現状の実効性のない避難計画のまま、刈羽村長が再稼働の事前了解をすることはないと考えてよろしいか？

25

そもそも原発事故で放射性物質の放出などあり得ないということを前提に、柏崎刈羽のような人口密集地域に原発を設置したことが間違いの始まりです。福島原発事故の後、あとづけで防災・避難計画を策定してみたものの、中身をみれば実行不可能なことは誰にでも分かります。

根本的に考え方を改め、住民に犠牲を強いてまで原発を運転するのではなく、原発を廃炉にして住民の命を守るという方向に考えを改める時期に来ているのではないのでしょうか。

- 【質問】
- ・有効な避難計画の策定は困難であり、住民の命を守るために、原子力発電所を廃炉にするという方向に、根本的に方向転換を図るべき時期なのではないか？